

(仮称) 鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業
事業概要書

【第 1.1 版 2018 年（平成 30）年 7 月 27 日】

鳥取県企業局

目 次

1.	本事業の概要.....	1
(1)	事業名称.....	1
(2)	本事業に供される公共施設等の種類.....	1
(3)	公共施設等の管理者.....	1
(4)	事業の背景・目的.....	1
(5)	本事業の実施に当たって想定される根拠法令等.....	1
2.	本事業の事業内容.....	5
(1)	対象施設.....	5
(2)	対象業務.....	6
(3)	事業方式.....	8
(4)	事業期間.....	9
(5)	本事業における利用料金等.....	10
(6)	本事業における費用負担.....	11
(7)	要求水準.....	11
(8)	事業者が取得する権利等.....	12
(9)	有資格者の選任・届出.....	12
(10)	運営権対価.....	13
(11)	契約の締結.....	13
3.	応募者の募集等スケジュール.....	14

1. 本事業の概要

(1) 事業名称

(仮称) 鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業 (以下「本事業」という。)

(2) 本事業に供される公共施設等の種類

水力発電所及びこれに附帯する施設

(3) 公共施設等の管理者

鳥取県知事 平井伸治

(4) 事業の背景・目的

鳥取県企業局 (以下「企業局」という。) の電気事業は、かつては、戦後の電力不足下における電力の安定供給に貢献し、昨今は、企業性や経済性を発揮しながら再生可能エネルギーの活用による地球環境対策等の公的サービスを継続して提供し、鳥取県産業・経済の下支えとなることを目的に事業を継続してきた。

このように、時代のニーズの変化に合わせて事業を継続してきたところだが、発電事業の開始時期に建設した発電施設については、運用開始後 50 年以上を経過しているため、今後安定的に再生可能エネルギーを供給するためには、老朽化した発電設備を更新するとともに、長寿命化に向けた大規模な改修を行う必要がある。

また、企業局の安定経営を維持する上で、発電コストの一層の削減はもとより、より効率的な経営形態や組織体制の効率的な配置に向け、発電施設の改修・管理運営について、民間経営手法の導入等民間の経営力、技術力の活用を検討していく必要がある。

これらを踏まえ、企業局では、老朽化した発電施設について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (以下「FIT 制度」という。) を活用した施設改修、効率的な運用に向け、民間事業者が有するノウハウや創意工夫を活用するため、コンセッション方式を導入し、本事業を実施することとした。

コンセッション方式の導入により、民間資金・技術を活用した発電施設の再整備、発電施設の長寿命化・効率的な運営維持、民間への市場開放に伴う地域経済の活性化、FIT 制度適用や発電事業の効率化を通じた県利益の最大化を図るものとする。

(5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

本事業の実施に当たっては、関連の各種法令等によることとする。関連各種法令等のうち、主なものは以下のとおり。

ア 法令

- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ・ 河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- ・ 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 50 号）
- ・ 電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）
- ・ 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）
- ・ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
- ・ クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ ダイオキシン類対策特別処置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（昭和 12 年法律第 100 号）
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別処置法（平成 23 年法律第 108 号）

- ・ 計量法（平成4年法律第51号）
- ・ その他関係する法令・施行規則等

イ 条例

- ・ 鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例
- ・ 鳥取県環境影響評価条例
- ・ 鳥取県地球温暖化対策条例
- ・ 鳥取県公害防止条例
- ・ 鳥取県石綿健康被害防止条例
- ・ 鳥取県中部ふるさと広域連合火災予防条例
- ・ 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例
- ・ その他関係する条例

ウ 規格、規程等

- ・ 日本工業規格（JIS）
- ・ 電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・ 日本電気工業会標準規格（JEM）
- ・ 日本電線工業会標準規格（JCS）
- ・ 日本照明器具工業会規格（JIL）
- ・ 圧力容器構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・ クレーン構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・ 電気機械器具防爆構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・ 発変電規程（（社）日本電気協会）
- ・ 電気保安通信規程（（社）日本電気協会）
- ・ 内線規格（（社）日本電気協会）
- ・ 系統連携規格（（社）日本電気協会）
- ・ 高圧受電設備規格（（社）日本電気協会）
- ・ その他関係する規格、規程等

エ 要綱、基準等

- ・ 河川砂防技術基準（国土交通省）
- ・ 発電用水力設備の技術基準と官庁手続き（（社）電力土木技術協会）
- ・ コンクリート標準示方書（（社）土木学会）
- ・ 道路橋示方書（（社）日本道路協会）
- ・ 道路土工カルバート工指針（（社）日本道路協会）
- ・ 道路土工擁壁工指針（（社）日本道路協会）
- ・ 道路土工切土工・斜面安定工指針（（社）日本道路協会）

- ・ 道路土工仮設構造物工指針（(社)日本道路協会）
- ・ 道路土工盛土工指針（(社)日本道路協会）
- ・ 水門鉄管技術基準（(社)電力土木技術協会）
- ・ 建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
- ・ 土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ・ 電気共同研究（(社)電気共同研究会）
- ・ 発電設備系統連系サービス要綱（中国電力(株)）
- ・ 系統連系関係業務取扱要則（中国電力(株)）
- ・ 給電規程（中国電力(株)）
- ・ 給電運転要則（中国電力(株)）
- ・ 停電作業調整細則（中国電力(株)）
- ・ 需給計画要則（中国電力(株)）
- ・ その他関係する要綱、基準等

オ 関係仕様書等

- ・ ダム管理用制御処理設備標準設計仕様書（国土交通省）
- ・ 鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部技術企画課）
- ・ 鳥取県土木工事施工管理基準（鳥取県県土整備部技術企画課）
- ・ 建築工事仕様書（鳥取県総務部営繕課）
- ・ 建築改修工事仕様書（鳥取県総務部営繕課）
- ・ 電気設備工事特記仕様書（鳥取県総務部営繕課）
- ・ 機械設備工事特記仕様書（鳥取県総務部営繕課）
- ・ 建築物解体工事仕様書（鳥取県総務部営繕課）
- ・ その他関係する仕様書等

カ 鳥取県の上位計画等

- ・ 鳥取県の将来ビジョン（追補版）（平成 26 年 10 月）
- ・ 鳥取県企業局経営プラン 平成 29 年度 ～ 平成 38 年度（平成 29 年 3 月）
- ・ 第 2 次鳥取県環境基本計画（平成 24 年 3 月）
- ・ 第 2 期とっとり環境イニシアティブプラン（平成 28 年 3 月）
- ・ 鳥取県地域防災計画（平成 27 年度補正）
- ・ 鳥取県公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月）
- ・ 鳥取県有施設中長期保全計画（平成 29 年 2 月）
- ・ その他関係計画等

2. 本事業の事業内容

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(以下「PFI法」という。)第2条第5項に定める選定事業者(以下「選定事業者」という。)が設立する特別目的会社(本事業の実施のみを目的に設立される会社をいい、以下「事業者」という。)が、以下の(1)に掲げる施設について、(2)の業務を実施するものとする。

(1) 対象施設

本事業の対象となる施設は、以下の3発電所(以下「運営権設定対象施設」という。)である。

ア 小鹿第一発電所

- ・ 中津ダム
- ・ 取水設備(中津ダムを含め、合計5箇所)
- ・ 幹線導水路(圧力隧道、水管橋)等、各取水支線
- ・ サージタンク
- ・ 水圧管路
- ・ 発電所基礎・建屋
- ・ 水車・発電機、変電設備等その他電気関係設備
- ・ 放水路

イ 小鹿第二発電所

- ・ 三朝調整池
- ・ 取水設備(三朝調整池を含め、合計5箇所)
- ・ 幹線導水路(圧力隧道、無圧隧道)等
- ・ サージタンク
- ・ 水圧管路
- ・ 発電所基礎・建屋、門型クレーン
- ・ 水車・発電機、変電設備等その他電気関係設備
- ・ 放水路

ウ 春米発電所

- ・ 茗荷谷ダム
- ・ 取水設備(茗荷谷ダムを含め、合計10箇所)
- ・ 幹線導水路(圧力隧道)及び縦構等、各取水支線
- ・ サージタンク

- ・ 水圧管路
- ・ 発電所基礎・建屋、門型クレーン
- ・ 水車・発電機、変電設備等その他電気関係設備
- ・ 放水路

(2) 対象業務

本事業は、義務事業及び任意事業により構成される。義務事業は、運営権設定対象施設の再整備業務及び運営維持業務であり、任意事業は、事業者が義務事業の実施を阻害しない範囲で行う事業である。

事業者は、本事業に係る業務について、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

ア 義務事業

事業者は、運営権設定対象施設の再整備及び運営維持に関わる全ての業務を実施するものとする。ただし、春米発電所の再整備業務については、県が実施するものとする。

各業務の内容及び要求水準の詳細は、要求水準書（案）（実施方針公表と同時に公表予定）において示す。

義務事業の概要

	再整備業務			運営維持 業務
	申請・設計	既存施設の 解体撤去	建設工事	
小鹿第一発電所	○	○	○	○
小鹿第二発電所	○	○	○	○
春米発電所	×	×	×	○

凡例：○：事業範囲内 ×：事業対象外（県が実施）

※発電所を管理するための事務所は、事業者が新たに設置することを前提とする。

① 再整備業務

小鹿第一発電所及び小鹿第二発電所については、固定価格買取制度における水力発電に係る、発電設備の新設又は既存設備の全更新を主な対象とした調達区分（以下「新設区分」という。）の買取単価の活用を前提とし、発電設備を実質的に全更新し、新設設備と同等の設備に再整備するものとする。

事業者は、固定価格買取制度における水力発電に係る、新設区分に該当するために必要となる申請、解体撤去、設計、建設工事等、必要となる一切の業務を、事業者の責任及び費用で実施するものとする。

なお、春米発電所については、FIT制度の事業計画認定取得及び基本・実施設計を完了しており、県の直営にて建設工事を実施中である。

ダム改修に関する参考情報

新設区分の認定を受けるためには、事業者によるダム改修が必要であるが、遠隔操作の導入が電気事業法施行規則別表第二の「洪水吐きゲートの制御方法の変更を伴うもの」として上記の工事計画の届出対象となる可能性がある（実際の当否は中国四国産業保安監督部等への確認が必要）。

② 運営維持業務

事業者は、運営権設定対象施設の運営維持業務として、以下の業務を実施するものとする。

大項目	中項目	小項目
運営業務	運転業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電機の運転・操作、制御 ・ ダム・取水口のゲート等の操作※ ・ 年間運転計画・停電作業計画等の策定、停電作業 ・ 気象情報等の収集 ・ 各業務に係る関係者との連絡・調整 ・ 法定自主検査
	監視業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所・ダム・取水口等の監視 ・ 給電関係業務 ・ 貯水池の運用
	事故・非常災害時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確保 ・ 関係機関（国土交通省、消防等）との連絡・調整 ・ 復旧 ・ 分析・報告
	記録・報告業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記録・報告（日常業務、定期報告、停電作業、事故報告、各種試験結果） ・ 設備台帳の作成・保管 ・ 業務に関する記録・統計
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安教育 ・ 住民対応 ・ 見学者対応

大項目	中項目	小項目
維持管理 業務	巡視・点検業務	<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備・水力設備（発電機、導水路、ダム等）の巡視・点検 ・設備保全 ・清掃
	修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備・水力設備（発電機、導水路、ダム等）の修繕
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理 ・備品・消耗品の調達、管理 ・整理整頓、機材整備 ・廃棄物処理

※ダム操作については別添のとおり。

イ 任意事業

事業者は、本事業の円滑な実施及び運営権設定対象施設の機能を阻害せず、かつ、関係法令等を遵守する限り、自らの責任及び費用負担の下において、必要と考える事業（公序良俗に反する事業を除く。以下「任意事業」という。）を独立採算事業として行うことができる。

事業者が任意事業を行う場合、事業者は企業局に対し、任意事業の詳細を記載した書面による事前の届出を行うものとする。

なお、優先交渉権者の選定の過程において、これらの事業に関する提案を受けつけ、評価するものとする。

(3) 事業方式

事業者は、運営権設定対象施設の再整備業務及び運営維持業務を事業者の独立採算にて、包括的に実施するものとする。事業者は、再整備業務を実施の後、当該施設の所有権を企業局に移転した上で、運営維持業務を実施するものとし、公共施設等運営事業として、運営維持業務を実施するものとする。

ア 運営権の設定

企業局は、PFI法第19条第4項に定める運営権設定に係る鳥取県議会の議決を得た上で、選定事業者に対して運営権設定書を交付して公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定する。なお、運営権は、発電所ごとにそれぞれ設定するものとし、事業者は、運営権設定後、法令に従って運営権の設定登録を行うものとする。

イ 運営権の設定時期

① 小鹿第一発電所及び小鹿第二発電所

本事業の事業者募集に応じる者（以下「応募者」という。）の提案に基づく再整備業務の完了日とする。なお、再整備業務の完了日とは、発電所が完成ののち、事業者が試運転を実施し、企業局が定める運転水準を満たしていることを企業局が確認した上で、当該発電所が事業者から企業局に対して引き渡される日をいう。

② 春米発電所

2020年4月1日とする。なお、事業者は、運営権設定日以降、応募者の提案に基づく発電開始日より、発電を開始するものとする。

ウ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、春米発電所のそれぞれの運営権設定日から事業終了日（以下「事業終了日」という。）である2040年3月31日までとする。

エ 関連動産の譲渡

譲渡可能な貯蔵品として次がある。なお、譲り受けを望む場合、時価で売却する。

真空遮断器 1個（平成19年11月12日受入）

普通電力量計 1個（平成19年11月12日受入）

(4) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業の事業期間（以下「事業期間」という。）は、小鹿第一発電所及び小鹿第二発電所のそれぞれの再整備業務が開始される日（両発電所の再整備業務の開始日が同日でない場合は、いずれか早い開始日）（以下「事業開始日」という。）から、事業終了日までとする。なお、現時点において、事業開始日は、2020年4月1日を想定している。

イ 事業期間の延長

事業者が、企業局に対して事業終了日の2年前の応当日までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、【それまでの運営状況が良好であり、かつ企業局が、新たに事業者が提案する運営権対価を合理的と判断した場合に限り、】15年間を事業期間として延長することができる。（以下かかる期間延長を「オプション延長①」という。）

また、オプション延長①の終了日の2年前の応当日までに期間延長を希望する

旨の届出を行った場合、それまでの運営状況が良好であり、かつ企業局が、事業者が新たに提案する運営権対価を合理的と判断した場合に限り、更に 15 年間で事業期間として延長することができる。(以下かかる期間延長を「オプション延長②」という。)

ウ 事業期間終了時の取扱い

① 運営権設定対象資産

事業者は、事業終了日又はそれ以降の企業局が指定する日において、運営権設定対象施設を企業局又は企業局の指定する者に引き渡さなければならない。

なお、本事業の実施のために事業者が所有する資産については、すべて事業者の責任及び費用負担で処分しなければならない。

② 事業者の更新投資に係る未償却費用

事業者が事業期間中に実施した更新投資のうち、事業終了時点で、未償却残高が存在する更新投資について、事業者は、企業局又は企業局の指定する者に、未償却残高相当額の支払を求めることができるものとする。

ただし、事業者が任意事業の実施にあたり、自らの判断で実施した更新投資については、企業局又は企業局の指定する者が、当該資産が必要と認めた場合に限る。

③ 業務の継続及び引継

事業者は、自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に継続されるように適切な引継業務を行わなければならない。引継業務は、企業局又は企業局の指定する者に対して行うものとし、原則として事業期間内に実施するものとする。

(5) 本事業における利用料金等

ア 利用料金の收受

事業者は利用料金収入として、送配電事業者への売電収入を收受し、自らの収入とすることができる。

イ 料金の設定

料金の設定については、事業者が自ら行う固定価格買取制度における水力発電に係る新設区分での買取単価の適用を前提とした申請を行い、固定価格買取制度に基づく買取単価に売電電力量を乗じたものが売電収入となる。ただし、電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給により、事業者が別途小売電気事業者と締結する個別の契約に基づき、小売電気事業者が事業者に対しプレミアムを

付けることを妨げない。

(6) 本事業における費用負担

事業者は、契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する一切の費用を負担する。

(7) 要求水準

ア 要求水準書の体系

企業局は、事業者によって本事業が適切に実施されることなどを目的として、要求水準書を定める。要求水準書の体系は、以下を想定している。

主たる構成	主たる内容
1. 総則	
2. 事業概要	(1) 事業の目的
	(2) 対象施設及び概要
	(3) 事業期間
	(4) 用語の定義
3. 事業範囲	(1) 事業の範囲
	(2) 事業者の事業範囲
	(3) 県の事業範囲
4. 運営権設定対象施設に関する要求事項	(1) 事業条件
	(2) 設備能力に係る要求
	(3) 責任分解点
	(4) 保安業務に係る要求
	(5) 設備に関する要求
	(6) 遵守すべき法令・技術基準に関する要求
5. 調査・設計に関する要求事項	(1) 基本事項
	(2) 共通事項
	(3) 小鹿第一発電所
	(4) 小鹿第二発電所
	(5) 管理事務所
6. 再整備工事に関する要求事項	(1) 基本事項
	(2) 共通事項
7. 運営維持に関する要求事項	(1) 基本事項
	(2) 共通事項

8. その他	(1) 事業終了時の状態
	(2) 非常時の対応

イ 要求水準書の基本的考え方

本事業は、運転開始以降 50 年以上を経過し劣化・老朽化した発電施設を FIT 制度の活用を前提に再整備するとともに、これら発電施設を適切に設備保全し、効率的な維持管理を行うことによって、事業期間終了後も含めた長期的・安定的な事業運営を実現することを目的としている。

これら目的を達成するために、本事業においては、事業者が自由な発想のもと、創意工夫や自身が有する技術・ノウハウを最大限発揮し、効率的且つ有効な事業運営を長期に渡り実施することが最も重要な視点と考え、多くの事項については事業者の裁量と責任で事業実施が可能なよう、性能規定として規定する。

他方、本事業が電気事業という特殊性を有することから電気事業法等の関係法令への遵守が求められることや、取水量の上限、河川維持流量の放流が規定されることから、これらについては的確な実施を求めるため、仕様規定とする。

(8) 事業者が取得する権利等

ア 事業者が取得する主な権利・資産等

- ・本事業にかかる公共施設等運営権

イ 本事業開始日までに事業者が締結すべき主な契約及び取得する認定

- ・送配電事業者との電力受給契約（系統連系）
- ・FIT 制度における「事業計画認定」

ウ 企業局が引き続き保持する主な権利等

① 河川法関連

- ・第 23 条における流水の占有許可
- ・第 24 条における土地の占有許可
- ・第 26 条に工作物の新築等の許可

② その他

- ・事業用地の借地権等
- ・地元漁協組合への補償

(9) 有資格者の選任・届出

事業者は、自身の費用と責任で、電気主任技術者（第二種電気主任技術者）、ダム

水路主任技術者（第二種ダム水路主任技術者）、ダム管理主任技術者を配置するものとする。

(10) 運営権対価

応募者は、本事業における公共施設等運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を提案するものとする。

運営権対価は、各運営権設定対象施設の運営維持業務開始予定日において一括で支払う対価（以下「一括金」という。）と、各運営権設定対象施設の運営維持業務期間に渡り、各年度において企業局が指定する期日までに支払う対価（以下「分割金」という。）から構成される。

ア 運営権対価の種別

① 一括金

一括金は、企業局側の短期的な資金需要に、企業局が負担する再整備業務に係る費用を加えた金額とする。小鹿第一発電所及び小鹿第二発電所の再整備業務にかかる費用と一括金の一部については、相殺するものとし、事業者は、相殺後の残額を企業局に対して支払うものとする。

② 分割金

一括金を除く運営権対価を分割金とし、事業者は、毎年度一定額（別途定める契約利息を含む）、企業局に対して支払うものとする。

イ 運営権対価の基準となる価額の基本的な考え方

運営権対価の最低提案価格は、企業局が引き続き発電事業を実施する場合において、企業局が獲得できる利益を基本として設定する。

なお、募集要項において、運営権対価の最低提案価格として、一括金、分割金の双方を提示することを予定している。一括金については、最低提案価格以上の提案は求めず、分割金についてのみ、最低提案価格を超える運営権対価の提案を求めるとともに、これを評価する予定である。

(11) 契約の締結

企業局は、事業者との間で、事業全般に関する事項、再整備業務及び運営維持業務に共通する事項、両業務に密接に関連する事項等を規定した「基本契約」を締結するものとする。

このほか、企業局は、事業者との間で、事業者が行う再整備業務に関する事項規定する「事業契約」及び運営維持業務に関する事項を規定する「公共施設等運営権実施契約」を締結するものとする。

3. 応募者の募集等スケジュール

応募者の募集及び選定事業者の選定にあたってのスケジュールは、以下を予定している。

日程	内容
2018年10月	実施方針等の公表
2018年12月	募集要項等の公表
2019年2月頃	一次審査
2019年3月～夏頃	競争的対話（※）
2019年夏～秋頃	優先交渉権者の決定
2019年度中	基本契約等の締結
2019年～2020年度中	固定価格買取制度の設備認定取得及び接続契約の完了

※上記は、現時点での予定であり、今後日野川第一発電所の検討結果次第で時期が後ろ倒しとなることがあり得る。
※競争的対話までは、中国経済産業局を始めとした、本事業に関連する官公庁協議を控えること。

(仮称) 鳥取県水力発電所再整備・運営等事業 リスク分担表 (案)

○=リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う者

△=リスクが顕在化した場合の負担が、主負担者に比べて少ない又は限定的に負担を負う者

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者		補足説明	
				県	事業者		
全段階共通	政治関連リスク	法制度・法令変更リスク	1	法制度の新設・変更に関するもの (運営権設定対象施設の再整備業務・運営維持業務に影響を及ぼすもの)	○		但し、事業者による増加費用の発生防止手段を合理的に期待できないと認められる場合に限る。
			2	法制度の新設・変更に関するもの (上記以外のもの)		○	
		許認可リスク	3	許認可の新設・変更に関わるもの (運営権設定対象施設の再整備業務・運営維持業務に影響を及ぼすもの)	○		No. 1に同じ
			4	許認可の新設・変更に関わるもの (上記以外のもの)		○	
		税制リスク	5	県が取得すべき許認可に関するもの	○		水利権の更新を含む。
			6	事業者が取得すべき許認可に関するもの		○	
			7	運営権設定対象施設の再整備業務・運営維持業務に影響を及ぼす税制等の変更・新設	○		No. 1に同じ
		政治リスク	8	消費税・地方消費税にかかる税率の変更		○	
			9	その他広く一般的に適用される税制の変更・新設		○	
		10	契約締結及び運営権設定に係る議決が得られない場合	○			
		11	政策の変更	○		FIT制度の買取価格に係るものはNo. 66に記載。	
社会リスク	住民問題リスク	12	本事業を実施することに対する住民反対運動・訴訟に関するもの	○			
		13	再整備業務・運営維持業務に係る住民反対運動・訴訟に関するもの		○	事業者が実施する再整備業務、運営維持業務に関わる反対運動・訴訟等	
	第三者賠償リスク	14	再整備業務・運営維持業務における有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの		○	春米発電所の再整備については不適用	
		15	再整備業務における騒音・振動・地盤沈下に関するもの		○	春米発電所の再整備については不適用	
		16	運営維持業務における騒音・振動に関するもの		○		
		17	施設の瑕疵による事故に関するもの (小鹿第一発電所・小鹿第二発電所)		○		
		18	施設の瑕疵による事故に関するもの (春米発電所)	○		但し、事業者が運営維持段階で行う修繕・補修に起因して生じた施設の瑕疵による事故は、事業者のリスク負担とする	
19	施設の劣化及び維持管理の不備による事故に関するもの		○				
経済リスク	物価変動リスク	20	急激なインフレ・デフレに関するもの		○	小鹿第一発電所・小鹿第二発電所の再整備費に係るインフレ・デフレリスクは事業者負担とする。	
	金利変動リスク	21	事業期間中の資金調達にかかる金利の変動に関するもの		○	本事業における資金調達にかかる金利変動リスクは事業者負担とする。	
債務不履行リスク	事業者の債務不履行リスク	22	事業者の事業破綻・事業放棄等		○		
		23	事業者のサービス水準の低下		○		
		24	事業者の義務違反		○		
不可抗力リスク	自然災害リスク	25	公共債務不履行リスク	○			
		26	地震、暴雨等の自然災害によりダムが破損・損壊した場合	○			
	27	上記以外の場合		○			
	人為的災害リスク	28	暴動、戦争等の人為的災害によりダムが破損・損壊した場合	○			
		29	上記以外の場合		○		

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者		補足説明	
				県	事業者		
応募段階	募集要項リスク	30	募集要項等及び付属書類の誤りに関するもの	○			
		31	応募費用の負担に関するもの		○		
	契約リスク	32	県の事由により、事業者と契約が結べない、契約手続に時間がかかる場合	○			
33		事業者の事由により、事業者と契約が結べない、契約手続に時間がかかる場合		○			
再整備業務段階	計画・設計リスク	測量・調査リスク	34	県による測量・調査結果に責があるもの	○		
			35	事業者による測量・調査結果に責があるもの		○	春米発電所の再整備については不適用
		設計リスク	36	県の提示条件、指示の不備・変更による設計変更・遅延	○		
			37	事業者の指示、判断の不備による設計変更・遅延		○	春米発電所の再整備については不適用
	資金調達リスク	38	融資など必要な資金の確保に関するもの		○	事業開始に必要な資金は事業者において調達すること。	
	建設リスク	用地取得リスク	39	運営権設定対象施設の整備予定地の確保に関するもの	○	△	管理事務所を設置するための敷地については、事業者のリスクにより使用権原を確保すること。
			40	発電再整備業務の実施にあたり、運営権設定対象施設の整備予定地以外の用地が必要となる場合		○	例えば、資材置場、現場事務所を発電施設整備予定地以外に設置する場合（春米発電所の再整備については不適用）
		工事遅延・完工不能リスク	41	工事が定められた期日より遅延し、又は完工しない場合		○	
		施工監理リスク	42	施工監理に関するもの		○	春米発電所の再整備については不適用
		コスト・オーバーランリスク	43	県の指示による工事費の増大・予算超過	○		
			44	上記以外の工事費の増大・予算超過		○	春米発電所の再整備については不適用
		性能リスク	45	要求水準不適合		○	春米発電所の再整備については不適用
	施設損傷リスク	46	運営維持業務の開始前に工事目的物、関連工事に関して生じた損害		○	春米発電所については不適用	
運営維持業務段階	運営維持業務の開始遅延リスク		47	県の事由による運営維持業務の開始の遅延	○		春米発電所の再整備における工事遅延等に伴う運営維持業務の開始遅延も含む
			48	上記以外の場合による運営維持業務の開始の遅延		○	
	支払遅延・不能リスク		49	運営権対価の支払遅延・不能		○	
	運営リスク	施設運営リスク	50	施設内における事故、トラブル等（指示ミス等県の責めによるもの）	○		
			51	施設内における事故、トラブル等（上記以外の事業者の責めによるもの）		○	
		ダム運用リスク	52	要求水準の未達により下流域に被害をもたらすリスク		○	
	維持管理リスク	計画変更リスク	53	県の責めによる事業内容・用途の変更によるもの	○		
			性能リスク	54	要求水準不適合		○
		施設瑕疵リスク	55	既設水路工作物に隠れた瑕疵があり、運営維持業務費が増加するリスク（小鹿第一発電所・小鹿第二発電所）		○	
			56	事業者が再整備した水路工作物・電気工作物に瑕疵があり、運営維持業務費が増加するリスク（小鹿第一発電所・小鹿第二発電所）		○	
			57	水路工作物・電気工作物に隠れた瑕疵があり、運営維持業務費が増加するリスク（春米発電所）	○		但し、県が行う春米発電所の再整備に係る瑕疵担保の内容・期間を上限とする。
			58	ダム等の既存水路工作物に隠れた瑕疵があり、運営維持業務費が増加するリスク		○	
		運営維持業務費の変動リスク	59	県の責めによる事業内容・用途変更等における運営維持業務費の増加	○		
			60	上記以外の運営維持業務費の増加		○	
		施設損傷リスク	61	劣化による施設の損傷		○	
62			運営維持業務開始前の事故・火災による施設の損傷（小鹿第一発電所・小鹿第二発電所）		○		
63	運営維持業務開始前の事故・火災による施設の損傷（春米発電所）		○				
修繕費増大リスク	64	大規模修繕に関するもの		○			
収入変動リスク			65	発電に必要な水量の変動		○	降雨、降雪量の変動に伴い、年間の発電量に増減が生じ、特に渇水年では想定される発電量が確保できない場合を含む。
			66	再生可能エネルギーの買取価格の減少	○		現行のFIT制度に基づく買取価格の取得は事業者のリスク負担で行うこと。
			67	再生可能エネルギーの買取期間の短縮（事業者の帰責に起因）		○	運転開始期限を超過した場合等。
			68	再生可能エネルギーの買取期間の短縮（事業者の帰責に起因する場合以外）	○		運転開始期限を超過した場合等。
事業終了段階	終了手続き関連リスク		69	事業期間中に存在していた瑕疵のうち、要求水準未達による瑕疵で、事業終了後2年以内に県が発見し事業者へ通知したもの		○	
			70	上記以外	○		
			71	事業終了時の手続に関する諸費用		○	